

令和 7 年度  
第 5 回石巻市農業委員会定例総会会議録  
令 和 7 年 8 月 2 8 日

石 巷 市 農 業 委 員 会

## 第5回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和7年8月28日 午後1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨 捶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 3 議案第 1号 石巻市地域計画の変更に対する意見について

日程第 4 議案第 2号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

日程第 5 議案第 3号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 6 議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

閉 会

出席委員 (19名)

1番	松	川	一	生	委員	2番	今	野	真	理	委員
3番	前	野	利	春	委員	4番	齋	藤	忠	直	委員
5番	後	藤	嘉	伸	委員	6番	近	藤		茂	委員
7番	石	川	雅	洋	委員	8番	細	川	淑	子	委員
9番	高	橋	生	一	委員	10番	佐々木			洋	委員
11番	伏	見	さと	子	委員	12番	岡	田	正	男	委員
13番	高	瀬	禎	司	委員	14番	佐々木	文	彥	委員	
15番	高	橋	善	宏	委員	16番	高	橋	由	佳	委員
17番	遠	藤	章	一	委員	18番	武	山		勝	委員
19番	高	橋	千代	恵	委員						

出席農地利用最適化推進委員 (20名)

20番	山	田	信	悦	委員	21番	木	村	和	広	委員
22番	保	原	政	美	委員	23番	渥	美	浩	晃	委員
24番	武	山	礼	二	委員	25番	佐々木			繁	委員
26番	首	藤	勝	博	委員	27番	山	口	修	一	委員
28番	佐	藤	和	隆	委員	29番	佐々木	勝	行	委員	
30番	安	部	秀	逸	委員	31番	渡	邊	孝	彦	委員
32番	伊	藤		功	委員	33番	中	村	和	徳	委員
34番	山	田	茂	樹	委員	35番	遠	藤	雅	宏	委員
36番	西	條	健	一	委員	37番	榎	田	有	司	委員
38番	西	條		勲	委員	39番	阿	部	正	展	委員

説明のため出席した者

高橋 仁志 農林課課長補佐  
中野 勝彦 農林課主事

谷口 オリエ 農林課主任主事

事務局職員出席

阿部 洋	事務局長	三浦 武宏	事務局次長
首藤 真利	事務局長補佐 兼農地係長	佐藤 友人	主査
本田 亨	主任主事	及川 正彦	主任主事

山 本 万 里 主 任 主 事

茂 木 祐 子 主 事

---

○阿部洋事務局長 ただいまから令和7年度第5回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○阿部洋事務局長 総会開会にあたりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 一 挨 拶 一

○阿部洋事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願ひいたします。

---

午後 1 時 30 分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いします。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は20名であります。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がございますので、本日の議事録署名委員は議席番号9番高橋生一委員、10番佐々木洋委員にお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言願います。

---

◎報告第1号～報告第2号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号、使用貸借の解約による通知についてから、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号、使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。議案書は1ページです。今月の受理件数は1件で、解約の理由は耕作者変更によるものでございます。

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は2ページから9ページです。今月の受理件数は23件で、解約の理由は耕作者の変更によるものが2件、貸人の都合によるものが1件、耕作者の都合によるものが20件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第2号までを終了いたします。

---

◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号、石巻市地域計画の変更に対する意見についてを議題といたします。議案書は10ページ及び別冊1になります。産業部農林課に議案の内容について、説明願います。

○高橋仁志農林課課長補佐 議案第1号、石巻市地域計画の変更に対する意見聴取について説明いたします。

令和5年4月の農業経営基盤強化促進法改正によりまして、地域の話し合いを通じて、農業経営や農地利用の将来像について定める地域計画の策定が義務付けられ、石巻市では令和7年3月31日までに全16地区の地域計画を策定済となっております。地域計画については、従来の人農地プランを引き継ぐものであり、高齢化や人口減少に伴う農業者の減少や耕作放棄地の拡大に対処するため、地域で将来の農地利用について協議し、計画化するものです。

今回の桃生地区地域計画見直しは、計画策定時の協議の場において含めるかどうか検討された未整理地の田畠を削除するものです。当時、地域計画に含めた理由といたしましては、地域とも補償から外れることで、個人の不利益につながることを懸念したためだと伺っております。通常であれば12月に予定されている定期開催時に変更するところですが、今回、地権者より除外申請の提出がありましたので、この時期の見直しとなっております。

続きまして変更点ですが、地域計画内の削除予定面積につきましては、おおよそ2,000筆、140ヘクタールとなる見込みです。いずれも未整理地で白地となっております。担う者の数につきましては、147経営体から149経営体と2経営体が増となっております。資料には、新旧対照表も添付しておりますので後ほどご覧いただければと思います。目標地図につきましては、見づらい資料となっておりますが、薄い黄色で網掛けしてある部分、K経営体の部分がほぼ削除というような形になっております。

それから、今後の地域計画の策定スケジュールといたしましては、今回の意見聴取後に最終案を作成いたしまして、縦覧公告予定で、現在、9月の公告に向けて事務を進めているところです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農家相談委員会による審査結果について、農家相談委員会後藤嘉伸委員長から報告をお願いいたします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

8月19日に開催いたしました農家相談委員会において、市当局から変更内容について説明を受けました。書類審査を行い検討した結果、計画変更は妥当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） 引き続き、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会佐々木洋委員長から報告をお願いいたします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

8月20日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、市当局から変更内容について説明を受けました。書類審査を行い検討した結果、計画変更は妥当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、産業部農林課からの説明及び農家相談委員会委員長並びに農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本件について、ただいまの意見を付して承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、そのように決しました。

産業部農林課の方は退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

---

### ○議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。議案書は11ページから31ページになります。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○本田亨主任主事 議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明いたします。議案書は、11ページから31ページになります。また、参考として、農用地利用集積等促進計画案一覧表を添付しておりますので、ご参照願います。今月の案件は、農地中間管理事業による利用権設定のうち、賃借権の設定が54件、田117筆で合計276,477平方メートルとなっております。利用権の設定を受ける者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事している農業者となっております。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農家相談委員会による審査結果について、農家相談委員会委員長から報告をお願いいたします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご報告いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から意見を求められた件について、去る8月19日開催の農家相談委員会において、農用地利用集積等促進計画案を審査したところ、利用権の設定を受ける者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているものと認められます。つきましては、本件、利用権設定54件の計画案に同意し、承認相当との意見を付すべきと判断いたしました。

以上、報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありました。一括方式54件を審議いたします。ここで若干の間、審議時間をとりたいと思います。

○議長（高橋千代恵会長） 審議時間を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案にかかる農用地利用集積等促進計画案のうち一括方式にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することに決しました。

それでは、本案、一括方式54件については、承認相当の意見を付して、宮城県農地中間管理機構に進達することに決しました。

---

### ◎議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5、議案第3号、非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは、ご説明いたします。

はじめに番号1、議案書の32ページ及び別添地図資料の1ページをご覧ください。当該地は、離農したため耕作できなくなり、原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。なお、地域計画に入っており、今回の変更で除外されることを確認しております。

続いて番号2、議案書の32ページ、地図資料は2ページをご覧ください。当該地は、前所有者が平成11年に相続したものの、市外に住んでいるため耕作できずに原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号3、議案書の32ページ、地図資料は3ページをご覧ください。当該地は、平成2年頃から事業用倉庫として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号4、議案書の33ページ、地図資料は4ページをご覧ください。当該地は、平成12年に国道の拡張工事により分筆された土地で、トラクターの乗り入れ等が困難となり原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

番号5、議案書の33ページ、地図資料は5ページをご覧ください。当該地は、隣地に住宅を建築したときから通路として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号6、議案書の33ページ、地図資料は6ページをご覧ください。当該地は、労働力不足のため耕作できずに原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地あります。

最後に番号7から11ということで、議案書の34ページから35ページ、地図資料7ページをご覧ください。本5件につきましては、同一の案件でありますので、一括で説明させていただきます。当該地は、東日本大震災で被災した農地です。天災地変の大災害によるもので、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地あります。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農地調査委員会による審査審査結果について、農地調査委員会委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会におきまして、書類審査等を行い審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案11件について、証明書を交付することに決しました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案書は、36ページになります。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○佐藤友人主査 それでは、説明いたします。

議案書は36ページです。番号1、譲渡人の耕作困難のための贈与です。申請地は、田1筆、面積1,109平方メートルです。

次に、番号2、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、田2筆、面積3,095平方メートルです。

最後に、番号3、譲渡人の規模縮小のための賃借権の設定です。申請地は、田1筆、面積9,645平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案3件について、許可とすることに決しました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7、議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。議案書は、37ページになります。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは4条について説明いたします。

はじめに番号1、議案書の37ページ並びに地図資料の8ページをご覧ください。田へ盛土を行い、畑とする農地の改良工事のための一時転用です。工事期間が長くなることから、一時転用での申請となりました。農地区分は、農振農用地ですが、一時転用の例外規定が適用されます。

続いて番号2、議案書の37ページ並びに地図資料9ページをご覧ください。農家住宅、農業用倉庫敷地とする転用です。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なも

のと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案2件について、原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第6号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第8、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは説明いたします。

はじめに番号1、議案書の38ページ並びに地図資料10ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

次に番号2、議案書は38ページ、地図資料は11ページです。農業用施設用地とするための転用です。農地区分は、農振農用地ですが、農業用施設用地の例外規定が適用されます。

次に番号3、議案書は38ページ、地図資料は12ページです。事業用敷地とするための転用です。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1拡張の例外規定が適用されます。

次に番号4、議案書は39ページ、地図資料は13ページです。椎茸栽培用原木置場とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号5、議案書は39ページ、地図資料は14ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について、報告願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なもの

のと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案5件について、原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎閉 会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今、定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度第5回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時01分 閉会